

事 務 連 絡

令和3年12月2日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事 業 部

「建設業許可事務ガイドラインについて」等の改正案に関する
意見募集について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業法において専任・常勤が求められている営業所専任技術者及び経営業務管理責任者については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、現在、テレワークによる業務への従事が認められているところですが、ICTの利活用が進む中、国土交通省では、コロナ後においても一定条件のもとテレワークを認めることとする、標記ガイドライン等の改正案に係る意見募集（パブリックコメント）の情報提供がありました。

つきましては、ご多忙ところ誠に恐縮ではございますが、本件について、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

（パブリックコメントURL）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155210323&Mode=0>

以 上

（参考資料）

資料1 意見公募要領

資料2 建設業許可事務ガイドラインについて（改正案）

資料3 国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について（改正案）

【担当】事業部 堤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp